

スキーゆうパック運賃料金表新旧対照表

※下線部分は改正部分

<

- 3 外装の見やすい所に「スキーゆうパック」の文字及び使用予定年月日その他の差出営業所その他の事業所が指示する事項を明瞭に記載したものであること。
- 4 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。
- 5 運賃等を荷受人から収受しないものであること。
- 6 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。

2～4 (略)

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
<u>60サイズ</u>	<u>60cmまで</u>
<u>80サイズ</u>	<u>80cmまで</u>
<u>100サイズ</u>	<u>1mまで</u>
<u>120サイズ</u>	<u>1.2mまで</u>
140サイズ	1.4mまで
140サイズ超	1.4mを超えるもの

6 (略)

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
(略)	(略)
往復割引	同一発着地を往復する荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）が差し出された場合に、復路の荷物1個につき120円を復路運賃から減額します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 - 荷受人に引き渡されたスキーゆうパック（運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものに限ります。以下この<u>注</u>において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びスキーゆうパック（荷送人の氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この<u>注</u>において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出されたものであること。 - 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約したものであること。 - 往路ゆうパックの引渡事務を受け持つ営業所その他の事業所に復路ゆうパックとして差し出されたもので

3 スキー板又はスノーボードを内容品とする場合は、これらを合わせて2組以内としたものであること。

4 外装の見やすい所に「スキーゆうパック」の文字及び使用予定年月日その他の差出営業所その他の事業所が指示する事項を明瞭に記載したものであること。

5 セキュリティサービス、代金引換及び保冷の取扱いをしないものであること。

6 運賃等を荷受人から収受しないものであること。

7 当社所定の方法により引き渡すことを承諾したものであること。

2～4 (略)

5 サイズ区分は、次によります。

サイズ名	長さ、幅及び厚さの合計
140サイズ	1.4mまで
140サイズ超	1.4mを超えるもの

6 (略)

7 割引の適用は、次によります。

割引の種類	適用方法
(略)	(略)
往復割引	同一発着地を往復する荷物（当社が定めて表示した条件を満たすものに限ります。）が差し出された場合に、復路の荷物1個につき120円を復路運賃から減額します。 (注) 当社が定めて表示した条件は、次のとおりとします。 - 荷受人に引き渡されたスキーゆうパック（運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものに限ります。以下この<u>注</u>において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びスキーゆうパック（荷送人の氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この<u>注</u>において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出されたものであること。 - 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約したものであること。 - 往路ゆうパックの引渡事務を受け持つ営業所その他の事業所に復路ゆうパックとして差し出されたもので

8・9 (略)	あること。 4 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用したサイズ及び地帯の区別と同一であること。 5 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックの運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものであること。 6 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。 7 往路ゆうパックの配達先が、スキー場、ホテル、旅館等であること。	8・9 (略)	あること。 4 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用したサイズ及び地帯の区別と同一であること。<u>(2026年10月1日以降に往路ゆうパックを差し出すものに限ります。)</u> 5 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックの運賃を郵便切手をはり付けることにより納付し、又は別納としたものであること。 6 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に復路ゆうパックとして差し出されたものであること。 7 往路ゆうパックの配達先が、スキー場、ホテル、旅館等であること。 <u>8 2026年9月30日までに往路ゆうパックを差し出したものについては、この(注)の1、3及び6に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たすものであること。</u> <u>(1) 2026年9月30日以前のⅡの1の(注)の条件を満たすものであること。</u> <u>(2) 復路ゆうパックに適用するサイズ及び地帯の区別が往路ゆうパックに適用した2026年9月30日以前のサイズ及び地帯の区別と同一であること。</u>
----------------	---	----------------	--